

平成29年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録 （2日目）

1. 招集年月日 平成29年9月27日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成29年9月28日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	大瀬忠昭君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	迎雄一朗君	総 務 課 長	川内野勉君	企画財政課長	今道晋次君
住民福祉課長	藤永大治君	税 務 課 長	松本孝雄君	保険環境課長	川崎順二君
会 計 管 理 者	内田明文君	建 設 課 長	山本勝憲君	水 道 課 長	橋川貴月君
産業経済課長 兼農業委員会事務局長	大平弘明君	教 育 次 長	水本淳一君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	中村義治君	議会事務局長補佐	松本典子君
議会事務局書記	山藤宏太君		

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 5番 阿部 豊 議員

(2) 6番 橋本 義雄 議員

(3) 1番 永安 文男 議員

日程第3 議案第45号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件

- 日程第4 議案第46号 平成28年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第5 議案第47号 平成28年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第6 議案第48号 平成28年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第7 議案第49号 平成28年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第8 議案第50号 平成28年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第9 議案第51号 平成28年度 佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第10 議案第52号 平成28年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第11 議案第53号 平成28年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

## 9. 審議の経過

(10時00分 開議)

### — 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年9月第3回佐々町議会定例会の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

### — 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議記録署名議員は、会議規則の規定により、2番、浜野亘君、3番、永田勝美君を指名します。

### — 日程第2 一般質問（阿部豊議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問です。

それでは、昨日に引き続き一般質問を行います。

お手元の一般質問通告書の順に発言の許可を行います。一問一答方式により、5番、阿部豊議員の質問を許可します。

#### 5 番（阿部 豊 君）

5番、阿部豊です。それでは、一般質問通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

今回、私のほうからは地方公務員法と地方自治法の一部が改正され、施行日は平成32年4月1日であります。

改正法の主旨は、地方行政の重要な担い手となっておる臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保すること。全国1,788自治体の非正規率は19%、町村では35%となっております。中でも本町、佐々町は66%、正規職員99名、臨時非常勤職員192名という状況にあります。町村では、全国一の非正規比率が高い自治体となっている状況であります。

この法改正により、臨時・非常勤職員の方々の待遇改善に期待はするものの、財政負担が増す状況も推察できます。高い評価を受けている本町の公務の分野も見受けられますが、持続可

能な高い行政サービスを維持していくには、今後の対応が急務と考えます。

法改正に伴う国の動向と本町の考えを伺いたいということで、一般質問をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

国の動向ということで、地方公務員の臨時・非常勤職員というのが、現在総数で、平成28年4月現在で64万人まで増加しているということで、お聞きをしております。

また、さまざまな分野で任用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっているということでございまして、このような中で臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務状況を確認するということが求められておまして、今回の地方公務員法と、それから地方自治法の改正となったということでございます。

主な改正内容でございますけど、まず1点目でございますけど、特別職非常勤の任用の適正確保でございます。地公法の第3条第3項第3号に掲げられる職種でございます。本町においては、嘱託職員ということで事務補助、保育士、看護師、給食調理員、図書支援、それから作業員等を任用しておりましたが、施行後は一般職へ移行することとなります。

2番目に、臨時的任用の適正確保でございます。地公法の第22条の3関係でございますけど、本町における臨時職員及びパート職員に当たりますが、臨時的任用職員については、フルタイムで任用されまして、常勤職員が行う業務に従事するとともに、給料、旅費及び一定の手当が支給されることとなります。したがって、常勤職員が行うべき業務以外の業務に従事する職、またはパートタイムの職への任用は施行日以降、認められないことになっております。

最後に、会計年度任用職員制度の整備でございます。改正前は、一般職の非常勤職員の任用に関する制度が不明瞭であったことから、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する改定が新たに設けられました。これは、特別職の任用、臨時的任用、任期付き短期間職員、再任用時間短縮職員に当てはまらない非常勤の職が、会計年度の任用職員として任用されるということになるわけでございます。

会計年度任用職員のフルタイムの会計年度任用職員と、パートタイムの会計年度任用職員とがあり、勤務時間により分けられております。任期については、任用の日から同日の会計年度までの末日という範囲になっております。フルタイムの会計年度任用職員の給与等は、給料、時間外勤務手当、通勤手当と6か月以上の勤務の場合は、期末手当、退職手当となっております。パートタイムの会計年度任用職員の報酬、それから超過務報酬、通勤にかかる費用弁償と6か月以上勤務の場合は期末手当となります。

改正法の施行後は、現在の雇用体系の任用ができなくなりますので、現在の臨時・非常勤職員の配置している職を継続するためには、必然的に会計年度任用職員に移行することとなります。会計年度任用職員には時間外勤務手当を初め、期末手当、退職手当と各種手当が支給されることになり、今までどおり現在の臨時・非常勤職員を配置するには、人件費が増加することとは避けられないのではないかと考えている状況でございます。

議員がおっしゃるとおり、本町は平成28年度の総務省の調査で非常勤非正規職員の率が66%と全国第1位となっております。特別職の非常勤職員、嘱託職員が90名、それから臨時職員、フルタイムのパートタイム合わせて102人、合計192人という内訳でございます。

非正規職員が多いため、財政の負担の急増も十分考えられることから、期日までにはよりよい対策を講じていく必要があると考えておるわけでございます。

現在、人件費の総額の増加を抑制するために、次のような調査を各課等に依頼をしております。

す。

現在配置している臨時・非常勤職員等の把握、それから配置している臨時・非常勤職員の職の必要性の再検討と整理、業務の民営化及び民間委託等の可否、可能な場合のコストの算出、現在の臨時・非常勤職員が会計年度任用職員に移行した場合の person 費の試算、以上のことを現在調査中ではございまして、会計年度任用職員制度導入にかかるスケジュールでございまして。

平成29年度には、調査結果の集約、集計及び臨時・非常勤職員の職の整理、平成30年度には任用職員条件、任用勤務条件等の検討及び電算システムの改修と予算の把握、平成31年度には関係条例の整備、電算システムの改修、会計年度任用職員の募集とか、平成32年4月1日に会計年度任用職員の採用というような、大まかではございまして、このようなスケジュールを今現在立てているところでございまして。

現在、総務省自治行政局公務員部から、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルというのが送付されておりましたが、各自治体の動向については全く入ってきておりません。本町においても、現在行っております調査が終了しないと、具体的な対応がとれないのが現状でございまして、会計年度任用職員制度の導入にあたりましては、お示しするには、町の考え方を委員会等で報告させていただいて、やっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

聞いていらっしゃる方も、言葉的に理解できない部分があると思いますが、公務の場では雇用とは言わず任用と言うわけですね。臨時・非常勤の方々を雇用するというような言葉ではなく、任用というように言葉で、公務の場では実態として雇用している。

私が何を申し上げたいかということ、本年の7月17日、日本経済新聞において、佐々町がクローズアップして記事になっております。内容については、「地方公務員、非正規が支え」、もう行政の業務の担い手として重要な役割であると。その方々の比率が66%ある佐々町だと。非正規率は全国的にも4割増加していると。10年で4割増えていったと。5人に1人は非正規ですよというような記事が掲載されております。

実態として、今、臨時・非常勤の方々の任用根拠の、雇用の根拠の明確化、適正化ということで、厳密にしていきなさいというような法の改正が今回行われました。官製ワーキングプアと、いわゆる批判がある状況を打破していくというような内容でございまして、非正規率が低いところは、いわゆるこの法改正によって、まあ風邪を引けばインフルエンザの注射を打つような状況になるんですが、佐々町においては、この法改正は外科手術を要するような大きな課題ではないかなというふうに認識しております。

総務省の事務処理マニュアルを私も入手して、内容を調べさせていただきました。結局、公務の職場、国としては単位費用として交付税措置をしていますよと、そこを正規ではなく臨時非常勤の方々、非正規の方々にすることによって、地方自治体は基金を積み増ししているんじゃないかということ、ピンポイントにターゲットを狙われている状況が現在ではないかなというふうに、私自身、認識しております。

現に存在する職を漫然と存続するのではなく、それぞれの職の必要性を十分に吟味した上で、適正な人員配置に努めてくださいというような指導になっていると思います。

地方公共団体における公務の運営については、任期の定めのない常勤職員を中心とする原則を前提とすべきですというような状況において、本町はその点が厳しい状況が見受けられると。職務の内容や責任の程度については常勤職員と異なる設定を非正規と正規職員と分けなさいと

いうふうにされております。常勤職員が行うべき業務に従事する職が存在することが明らかになった場合には、臨時・非常勤職員ではなく、任期の定めのない常勤職員や任期付き職員の活用を検討すべきですというふうな指導もされております。

本町の66%の非正規率が高い状況において、現在、調査されているというようなことは町長の説明で理解はしますが、その後の職の整理っていう部分は、所管課だけで行っていく方針なのか、それとも全庁的な課題としてどうしていくかという、知恵を出し合うような組織体制をつくれるのか、その点を再度お伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
これについては、先ほど申しましたように正規職員99人ということで、同じ大きさの自治体では120——、類似団体に比べれば、大変、今、佐々町というのは少ないわけでございます。これは阿部議員も御存じのとおり、職員時代に行政改革というのをやって、職員を減らせということで大号令がかかりまして、ずっとそれに従ってやっていたということで、それとの基金との関係はちょっとまだ、私もはっきりわからないんですけど、やはり、職員の皆さん方に大変ご負担をかけているということはわかっています。

その中で、やはり今、その肩代わりといいますか、そういう臨時的な職員とか、それから嘱託職員をたくさん置いているということで、今、全国的に1位だということで考えています。ただ、これ行革でいって保育所の民営化とか幼稚園の民営化すれば大分、減っていくことは減っていくんですけど、やはり根本的な問題として、やはり全庁的に見直しをしていかなきゃならないと、私は考えておまして、やはりこれを今後、非正規職員の方々も同じような、職員と同じような待遇措置というのが求められるわけです、今後とも。だから、その中で我々としてはどうするのかというのは、やはり全庁的に考えて取り組んでいかなければならないのではないかと考えていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
5 番。

5 番（阿部 豊 君）  
全庁的に取り組んでいく課題であるというふうな答弁をいただきました。

記事にもありますように、小規模自治体では民間委託が進んでおらず、直営事業を非正規が担うケースが多いというふうにされております。そのままの状況を維持するとしても財政負担は増えるわけです。それが、今の調査結果は、各課へ号令を出して調査を進めておりますよと、それで設置している職の整理も今年度中に行う予定だというふうに、スケジュールを委員会の調査において拝見させていただいたんですけども。調査ではございませんでした、報告で受けました。

そこで、財政負担がどれだけ増えるのかっていうのが、今年度中に示されるのか、職の整理の方向性も今年度中に進めていかれるのか、全庁的な協議を進めていかれるのかというのを、再度質問をしたいと思います。大変な作業だと思うんです。作業によっては機構改革を含めた行政改革というようなステージに進んでいくのが想定されるもので、そのところのスタンスをお伺いしたい。

住民の皆様は、ここにありますように、新聞記事にも出ておりますように、第2保育所が公立であります、どうなるのか。学校給食においても、非正規の方々が担っていらっしゃる、そ

かがどうなるのか。介護保険においてもほとんどが非正規の方々が担ってらっしゃる、そこがどうなるのか。

住民サービスの低下につながることをあってはならないと考えますので、そのところ原課だけでは判断できないと。新聞記事にもあります。自治体の知恵が試されるというような課題でありますので、調査の結果をどのように内部協議をし、どのように意思決定をしていくのかという流れが、若干、先般の報告でいただいたスケジュールには見えない部分がありますので、その体系がどうなるのかというのは住民サービスに大きくつながるポイントでありますから、そのところを再度、お伺いしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

今の調査の結果でどのように対応していくのかという御質問でございますけれども、今、町長のほうから全庁的なあれでっていう回答がありましたので、総務課といたしましては、まず主管課がどう考えているのかという調査は終わりました、それを集計しまして、民営化、民間委託等が出てくるのかどうか、私どもちょっとわかりませんが、そういった内容を集計いたしまして、委託等がない場合は、いわゆる会計年度任用職員として試算した場合ほどの程度になるのか、現状との比較をいたしまして、内部で今度は検討をしていくというふうなことになると思います。

その検討の結果なり、集計の結果なりにつきましては、先ほど町長答弁もありましたように、総務厚生委員会のほうにお知らせをしていきたいというふうに考えております。実際、時間が2年半しかもありませんので、今年度中にある程度のことはさばかなければ、法整備もありますので、条例整備がありますので、間に合わなくなるのではないかとというふうなことも考えております。

それと、民間委託につきましても受ける業者があるのか、民営化につきましても、まだ議会にもお示ししてませんので、そこらあたりもお示ししていくようになるかと思っておりますので、全庁的な取り組みとして議会対応をしていくという時期に早くなるように内部の調整を急ぎたいというふうに考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

プランが見えました。全庁的な対応をしていきますよと。調査結果、財政負担等々の数字的な部分も示して、大変な作業だと思うんです。職員さん方が結局、この66%の組織がどうなるかという部分も関係していく部分が大きくありますので、国から基金を狙われているというような部分も垣間見えますので、知恵を出し合う状況を、議会としても議員としても、ともに考えていきたい課題であるというふうに認識しておりますので、調査結果を早目に、総務課長のほうから答弁ありました、提示をして協議を進めていきたいと、庁内の内部協議も進めて、対外的な、住民の方々の御意見も汲み取りながら、体制について変えざるを得ませんので、そのところを進めていきたいというような答弁がありましたので、期間があと2年半、もう急務です。先進自治体、ある意味、トップランナーです、佐々町は。先進事例がないというような状況にあるというふうに認識しておりますので、ここは職員の皆様の知恵と、微力ながら議員としての知恵を出し合って、ともに進めていく課題であるというふうに私自身認識しており

ますので、総務課長の答弁にあつて、早期に進めていくという回答を得ましたので、その内容については理解しました。

大改革になるような状況で、財政負担についても提示をし、あるべき姿が最善の方法を模索していくというふうな答弁をいただきましたので、そこを見守って、議会としても住民の方々の意見を吸い上げて、どうあってほしい行政サービスというのを執行のほうに提案しながら、この課題解決をともに進めていきたいというふうに意見を申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。答弁ありません。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、5 番、阿部豊議員の一般質問を終わります。

— 日程第 2 一般質問（橋本義雄議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、一括質問・一括答弁方式により、6 番、橋本義雄議員の質問を許可します。

6 番（橋本 義雄 君）

それでは、議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき質問に入らせていただきます。

今回は、まず公共施設等管理維持についてと、スポーツイベントの開催についてと、2 問を質問させていただきます。

まず、最初に第 6 次総合計画後期基本計画の中の 33 ページにありますが、公共施設等総合管理計画に基づき、高緑陰樹木と、この難しい字を書いてありましたので、ちょっと調べてみたら、これは木を植えて、日陰をつくる木を植えるということだそうですので、理解をしていただきたいと思います。

その中に、木の設置やいつでも安心して快適にいくことのできる機能の改善など、計画的な更新を進めますと。それから皿山、千本公園を初めとした公園遊具の更新、見直しによって、子供たちが安全に利用できる環境を整え、利用者の増加を図りますとあります。また、公園施設長寿命計画も今、打ち出されておりますが、管理の面が見えません。誰がどう管理していくのか、これをお聞かせください。

それから、道路についても同じです。道路維持計画や架橋寿命化対策、道路ストック対策を進めるとあります。それから、生活道路の歩道環境の改善を進めていきたい。どのようにして進めていかれるのか、具体的に説明をお願いいたします。

それから、2 問目として、町主催スポーツ大会、また団体によるスポーツのイベントなど、多くの大会があることは非常によいことだと思っております。しかしながら、今年を見まして 9 月、10 月にあまりにも集中しているようです。町内会、町の行事とも重なり、参加できない状況にある町内会もあるんじゃないでしょうか。挙げてみますと、スポーツ大会、敬老会に始まり、運動会、綱引き、おくんち、バレーボール大会、ソフトボール大会、ソフトバレー大会など、多くの行事が 9 月から先にあります。そういったことで、全体の行事を 1 年間の中で調整をしながらできないでしょうか。

それとまた、駅伝大会であります。昨年度は交流センターの工事のため中止となりました。しかし、やろうと思えばできたんじゃないかなと思います。というのは、場所を変えればできることなんです。例えば、サンビレッジにはグラウンドがあるわけですから、スポーツ施設もあるわけですから、そこを利用することによって交通の規制も少なく済むし、南部の方々も喜ばれるんじゃないでしょうか。そういった考えはないでしょうか。

この 2 問を質問します。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

初めの部分につきましては、私のほうから説明をさせて、2 番目につきましては教育委員会のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

まず、公園関係の公共施設管理の維持についてでございます。

まず、最初に公園・道路の維持管理に関する策定済みの計画について、まず説明をさせていただきたいと思っております。公園については、公園施設の長寿命化の計画、それから道路については橋梁長寿命化改修計画と、それと道路ストックの舗装点検という 3 つの修繕等の計画がございます。

公園の施設の長寿命化でございますが、平成 28 年度に街区公園 9 か所、それから近隣公園 1 か所、それから地区公園 1 か所の 11 公園について、長寿命化計画を作成、策定をしております。これに基づきまして、地区近隣公園の千本公園、それから皿山公園の遊具の撤去更新等、平成 29 年度から 32 年度で今、予定しているところでございます。

次に、道路の計画でございますが、まず 1 番目の橋梁の長寿命化計画の修繕計画につきましては、平成 22 年度に橋長の長さ、橋の長さが 15 メーター以上の橋梁を対象に計画を策定しておりまして、平成 26 年度に 15 メートル未満の橋の長さの橋梁の長寿命化修繕計画を策定しているわけでございます。その計画に基づき、平成 23 年度から補修工事等を実施しておりまして、平成 28 年度までに 9 橋の補修が完了しておりまして、ことしも 5 橋の補修工事を予定しているわけでございます。

2 番目の道路ストック総点検でございますが、これは 1 級、2 級の町道と主要なその他の町道、国、県道を結ぶ町道を対象に全部で 22 路線を対象として、平成 26 年度に道路ストック総点検を行っています。その結果に基づきまして、標識の修繕は完了し、橋梁の一部を、修繕を完了しているわけでございます。舗装については、その計画の中で順次計画を立てながら補修を行っているところでございます。なお、残りの路線についても、今後、道路の点検を行いながら、舗装補修を中心とした全体的な修繕計画を策定させていただきたいと考えております。

質問の、草刈り等の維持管理でございますが、公園、道路とも、現在、道路維持補修班を中心に、一部はシルバー人材センターにも委託して対応をしているところでございます。公園については、補修班の仕事量が増加する中、適切な維持管理を行っているかと言われれば、現状では十分に行っていないところもあると言えないところもあります。将来的には費用の問題もありますが、規模の大きい千本公園、皿山公園はシルバー人材センターや行政や民間を通じて、維持管理を委託することなどの検討を考えている次第でございます。

また、その他の各地にある小規模の公園については、環境美化の一環として町内会等を中心として清掃作業、草刈り、除草を行っていただいているところもありますが、地区から依頼があった場合は、道路維持補修班にて草刈りとか小規模修繕を行っている現状でございます。

今後も、適正な維持管理を行うには、今以上の地域の皆さん方の御協力が必要だと考えていますし、さらに発展、拡大した地域に密着した公園づくりを検討する必要があるということで考えております。さらに今後、公園を再整備する場合には、樹木や遊具などの管理がかからないものを積極的に選定するなどの、ハード的な対策も必要だと考えています。道路については、将来的な交通量が多い路線については、草刈りなどを業者を委託しながら、交通量が少ない路線についても、こちらも小規模な公園、道路、町内会等とか、それから愛護団体の協力を得ながら清掃作業、草刈り、除草をお願いしながら、地域に密着した安全な道路づくりを検討する必要があると考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

2点目の御質問についてですが、本町には体育協会、スポーツ少年団を初めとする競技団体、また文化団体が多数あるところでございます。活発に活動なさって、町民の健康の維持増進、文化の振興、町民相互の融和に大きな成果を上げていただいているというふうに思っております。

しかし、議員御指摘のとおり、各種大会、行事等が9月、10月にする状況にあります。この事情というのは、恐らく各種団体が4、5月に役員決定、予算決定、また年間行事の決定を行って、6月から8月の梅雨時や夏場、また12月から3月の冬場を避けるためにこのような状況になっておるのではなかろうかなと拝察するわけです。とはいえ、参加する側からすれば、行事が重なり、参加したくとも参加できない状況もあると思われまます。各種団体の都合で行われることですから、私どもが調整するということはできませんが、できるだけ分散していただくように働きかけはしていきたいというふうに思っております。

また、昨年度の町内駅伝大会については、私どもといたしましても、佐々川河川敷を検討いたしました。中継地点の確保、応援場所の確保等の問題があり、サンビレッジについても、周辺道路の使用許可が難しい等の問題があり、中止せざるを得ませんでした。他のコースも検討しましたが、新たな行事での公道の使用許可というのは厳しい状況にあり、中断をせざるを得なかったというのが現状でございます。今年度からは、地域交流センターが完成しておりますので、予定どおり1月駅伝大会、3月ジョギング・フェスティバルを実施したいというふうに思っております。町内外からたくさんの参加者を期待しているところでございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

6番。

6番（橋本 義雄 君）

今、説明がありましたけれども、まず、町長、ことしの管理状況を私がちょっと、ずっと見ているので報告をいたします。

まず、三大花まつりがあります。そのときは、ちゃんと整備をされております。ところが、それが終わると桜つづみも、それから菖蒲園も、それから真竹谷のしだれ桜も草ぼうぼうです。普通、管理というのは、皆さんが花を見て、ああきれいだなというのはわかるんですけども、その後が管理が一番大事なんです。それにそのまま放っておいて、それからまた来年、また祭りをしましょうじゃだめなんです。やはり、咲かせたならお礼をする、それが植物の、作物の基本なんです。ですから、後が大事なんです。

それから、その後、やはり住民の皆さんが一生懸命ボランティアでやっておられますけれども、7月は本当に皆さん、佐々町内会ほとんどが奉仕作業をするし立派になります。しかし、そこから漏れた路線というのは、そのまま7月までほっとかれます。特に、田舎っていいですか山間部、挙げますと、大平線、それから小春露切橋線、それから江里線、そういった、皆さんが日ごろ通らないところ、牟田原線もそうです。そういったところが、清掃できないんです。そういったところもありますし、道路の草刈りというのは、今、住民の方が一番ボランティアでしておられる。しかしながら、その計画は佐々町にはない。

ということで、例えば5月の行楽シーズン前には、ちゃんと公園も道路も草刈りをして整備

をします。そしてまた、8月の盆前にはちゃんと皆さん方が帰郷されるわけですから、ふるさとのいいところを見るために、ちゃんと整備をする。そして、その後おくんち、いろいろあります。おくんちはおくんちの通るところだけ草を刈って、後はそのまま放っておかれていますよ。町長、わかっているんですか。そのような状態の中で管理をされてるんです。ですから、そこにはまらなかつたところの地域は、田舎って言うたら失礼になりますけども、山間部においては自分たちでしよらすとです。そいけん、そここのところをやっぱり考えながら、年に3回ぐらいはやってもいいんじゃないですか。

それと、また皆さんがやっているのは7月と、そして10月にも町内会も清掃をやっているところがたくさんあるわけです。ですから、そここのところも踏まえて、やっぱり管理をしていただきたい。

それから、今まで1回も草を刈っていない町道もあるんです。それを含めて、町長が知っているのかなって思うもんで、きょう、具体的に申しました。

それから、道路につきましても、道路は普通、建設課の皆様も乗って行ったり来たりするわけです。だから、1日一、二回は必ず何々線ということで通ると思います。例えば、神田線の猪立山のところなんですけれども、普通の人が通ればがたがたとして、眠気覚ましになるかなという状況にあっても、デイスアービスあたりで人が車いすをつけたまま走っておられる。そういう状況の中では苦痛になるんです。あれは土どめ工事をするためのH鋼を埋めて、工事の後に舗装をしたということになると思うんですけども、そういった箇所もありますので、やはりそういったことを日ごろ感じながら道路を走ってもらえればなど。忙しいから、それは仕方ないと思いますけれども、そういうふうにやってもらえたらなと思います。

この前から、側溝のふたを車ではねて、車の賠償をしたばかりです、何か月か前に。そういうこともありますので、そういった道路についても管理を定期的に行っていただきたい。そういうふうに思います。

それから、スポーツのことですけれども、大体どのくらいの行事が年間されているのでしょうか。今、佐々町でする行事、それから町長が一番知っていると思うんですけども、なんかの行事のときには必ず町内会に行って、飲まんで帰らすとですけど、そういうときにどのくらいの行事があって、どのくらい消化しているのか。そこを考えたときに、やはりこの年間の行事について、今までは各種団体に任せているということでもありますけれども、やはり町としてどこでするかはわかりませんが、それを拾って、そしてその代表者、それから町内会長を含めて話し合いをする。そして各大会をする人たちの意見を聞きながら、そして恐らく参加が少なくなったりしてる行事もたくさんあると思うんです。それをすることによって、全体的に考えていけば参加者も多くなるし、盛り上がってくると思うんです。

駅伝大会というのは、ただ走ってぐるぐる回るだけじゃ、駅伝大会おもしろうなかとです。町民の皆さんが応援して、そうして応援をすることによって選手が一生懸命になって、そういうスポーツなんですから、やはりそういったことも考えて。例えば、サンビレッジでどうのと言いますけれども、裏側の海岸を走らせれば、ある程度、小浦線までも規制せんでもできるじゃないですか。例えば、南部がしたなら今度は北部の北部グラウンドからの出発点として、町が町の町道を走らせたりとか、また中央に帰ってきたり。そして、私がいつも言っている河川敷の道路の整備をすることによって、そういった流れ、大会ができるようになるというふうに思いますので、そここのところのもう一回、答弁、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）

もう一つは、まず初めの道路の草刈りの問題で、今、お話がありました。私どもも今、各町内会の皆さん方に御協力をいただいて草刈りされるところもだいぶあるわけでございます。大変、皆さん方に御迷惑をかけていると思っております。草ってというのがものすごく伸びるものですから、早いものですから、やはりなかなか、我々の手では行き届かないというところもあるわけでございます。

その中で、我々も今、作業班の中でやれるべきところはやっているということで、交通量の多いところを特に重点的にやっているのではないかと考えていますし、そういうあるっていうのは、やはり我々も点検をしながらやっていたらこうということで、草刈りもやらなきゃならないと考えているわけでございます。そういうことで、やはり町内会とか作業班だけではなかなか難しいところがありますので、全体的に業者の方に頼むとか、そういう方向性も考えて行かなければならないのではないかと、私は思っております。

それから、道路の傷み具合については、そういうお話があれば、建設課のほうに現場にも行かせてよく調査をして、修繕するところは早く修繕して、この前のようなことがないように、十分、今、私の方からも言っていますので、そういうことがあれば、必ず調査して修繕をすると思っておりますので、担当課長のほうがそこへ今、お話を聞いてわかっていると思っておりますので、そこらに調べると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、次の各種団体じゃないですけど、スポーツのイベントのことなんですけど、確かに駅伝の場合は、これはこの前、交流センターができるために1年間だけ外したわけございまして、これをすぐに場所を変えてどこにするっていうのはなかなか厳しかったのではないかと、ということで、また元に戻して、今、交流センターを軸に駅伝大会はやっていくということでございまして。

それから、各種体育協会に所属している団体のイベントとか、競技会があるわけございまして。これは、やはり県体とか郡体とかにつながるわけです。これを全体的に我々が日にちを変えてくれとか、それができないわけです。予選ラウンドもあるわけございまして、これは町で予選ラウンドをして県大会に出ると。県大会の日程は決まっているわけです。そのうちで早くやらなきゃならないということもありますので、我々も調整と言いますか、そういうお話はできますので、各種団体にそういうお話をさせていただきますけど、これができるだけ分散していただくようなということは、話はできますけど、そういういろんな面がありますので、なかなか厳しいのではないかと、私も今、教育長が申したとおりでございまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 (淡田 邦夫 君)  
6 番。

6 番 (橋本 義雄 君)

今さっき、現状を道路についても、公園についても言ったわけです。ですから、やっぱり皆さん、よそから来て、また住民の方が見て、草ぼうぼうで入られんやっただとか、そういったのを、これ私が言いよるぢやなかとです。皆さんから耳に入ってきて、それを今、私は言っています。

それと、一つ抜かしとるんですよ。高緑陰樹木の設置ってどこに植えるつもりでおらすとかなって思いました。

それから、そういったいろんな行事についての、郡民体育祭とか何とかの、予選会とか、そがんとはわかります。わかりますけれども、3月ぐらいにそういった行事をしている人の団体って、代表と言いますか、その人はみんな集めてそこで競技についての話し合いをしながら行事を盛り上げていくというような考え方で、町内会を含めて、町内会長を含めて、そしてもう

一度、行事を見直しながらやっていけば、参加者も多くなりできるんじゃないかと思しますので、その点をよろしく願いいたします。あとその 2 つ。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

すいません、御質問の中にあります公共施設等総合管理計画に基づき、高緑陰樹木の設置はという部分で、どこに設置するかという御質問でございますが、こちらにつきましては、計画の段階で機能改善など計画的に更新を進める段階の中で必要があればこういうことをするというので、特定の場所ということではございませんので、御理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

御指摘の趣旨については十分理解しておりますが、私どもがやっている社会体育関係の行事は年間に 22 ぐらいでございます。中には、ナイターソフトのように、一緒の行事ではあっても期間が長いものもございますけれど、そういう実情がございます。

また、9 月、10 月ですが、9 月は町民スポーツ大会、町民運動会、10 月は町内バレーボール大会、ジュニアサッカーフェスティバル、婦人バレーボール大会ということでございます。

ただ、私も昨年度のダイアリーを持ってきたわけですけど、私でさえも 10 月は土曜、日曜で何もなかったのは 1 回だけでございます。ほかに幼稚園の運動会があるとか、やっぱり神社の大祭についてもこの時期ということとかございますので、先ほど町長申しましたように、お願いをする。各種組織がやはりここでないと難しいというところもあるだろうというふうに思っております。

体協でもお願いをいたしますけれど、どうしても組織、団体の都合というのもございますので、全体が集まるというのは非常に、町内会の行事も恐らく敬老会等々入っておることで、調整は非常に困難を要するのではなかろうかなというふうに思いますし、お願いという形でない、またまた難しさがあるということではなかろうかなというふうに思っているところです。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 問、4 問です。6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

ちょっとだけ。わかりますけども、一番参加したいという農業者が一番困るんです。やはり秋ちゅうのは忙しい、そのためにいろいろなことはやってますけども、やはり農業者はそれじゃあ参加できないのかなという気持ちになるときもありますし、やっぱり農業者のほうが参加率ちゅうか、そういった祭りごとというのはほとんど参加されておりますので、これからもちょっと考えを、先ほど言いましたように、教育委員会でできないなら、企画なら企画でみんな集めて、そして、まちづくりという観点から、そういった盛り上げをしていく。そういうふうをお願いをして、質問を終わらせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
答弁はいいですね。

6 番（橋本 義雄 君）  
はい、いいです。

議 長（淡田 邦夫 君）  
以上で、6 番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。  
5 分まで、暫時休憩といたします。

（10時58分 休憩）

（11時06分 再開）

— 日程第 2 一般質問（永安文男議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）  
休憩前に引き続き、会議を開きます。  
次に、一問一答方式により、1 番、永安文男議員の質問を許可します。1 番。

1 番（永安 文男 君）

1 番、永安文男です。議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき質問をいたします。  
初めに、防災対策の現状と課題についてということで、5 項目の質問事項を上げておりますが、この項目から外れていくこともあろうかと思っておりますけれども、その分については、全体の防災対策等に関するということと、御容赦いただければというふうに思いますので、外れないと思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

昨年の熊本大地震からことしの 7 月 4 日の九州豪雨、それから先週の日本列島を直撃した台風 18 号といった歴史的な自然災害が多発している状況にあります。まさに想定外の災害が発生しているという状況です。いつどこで発生するかわからない自然災害に対して、私たちも強い防災意識を持って防災体制の整備を築いていかなければならないと思うものでございます。今まで防災対策については、先輩、同僚議員がたくさん質問されていますが、このような時期だからこそ、再度確認をさせていただくということでお尋ねをさせていただきます。

項目に入ります前に、平成 26 年 6 月議会から現在までの防災に関する議員の質問と町長答弁について要点を整理させていただきまして、それを踏まえて質問をしていきたいというふうに思いますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

26 年の 6 月議会からでございますけれども、自主防災組織をどう推進していくかということに対しまして、町内会の活動を支援していきたい、防災意識の向上は町の責任としてやらなければならない、それから、防災対策として町内の訓練実施はどうしているかということに対して、自主防災組織が立ち上がれば、訓練をしたり、県の危機管理室からの助言と指導をいただければということでした。

それから、実行性のある自主防災組織として、次のステップはどうするかということにつきましては、防災計画で大切なことは、避難勧告、避難指示というようなことで御説明がありまして、自主防災組織の活動支援や助成の方法は、町内会公民館連絡協議会と協議して進めていくというようなことでございました。土砂崩れの危険性について伺いたいというようなことは、対応策をもう一度県の関係部局と協議しながらやっていきたいということでございます。

それから、ため池についてどのような状況にあるのかということで、ため池の整備事業を実

施に向けてやっていくように検討させていただきたいということでございました。

それから、消防体制、防災体制などの改善計画はなされているのかということにつきまして、充実強化のため、情報通信機器、装備、資材の整備と具体的な改善計画をなされているかというような質問に対しまして、自主防災組織等に必要な資材の配備は、順次進めていきたいというようなことで、計画的に配備をしたいということでございました。

地域防災活動の基本となる自主防災組織に対する支援をどう考えるかということに対しましては、自主防災組織の出前講座を現在やっている。ヘルメット等の自主避難に必要な備品を配付していきたい。職員を派遣しているいろんな講座を引き続き対応したいというようなことで、避難行動要支援者名簿の作成等については、避難行動について防災計画に示すことで進めていくというようなことでございます。

それから、防災対策における備蓄状況ということでお尋ねがあったときには、最低必要な飲料水、毛布等の備品が、現在ないという状況の中で、早急に検討し実行していくというようなことでございました。

今後、本町の防災体制の見直しが必要であると思うというような総合的なこともいただいて、回答がっております。

それから、災害時の避難援助体制、これにつきましては、名簿整備に向けてシステムの構築作業を進めているということでございました。自主防災組織の次なる施策は地域力の向上としての指導はどういうふうにしていくかということで、先ほど言いましたように、町が出前講座をして防災グッズ等の対応も行っているというような回答で、今後は、地滑り急傾斜地調査終了後、それを利用した避難計画に役立つものを考えていきたいというようなこともございました。

このようにいろんな防災対策について、お互いやり取りがあった中で、町はたくさんの防災対策が行われている、そういう認識を持った対応がされているというようなことで敬意を表するものでございます。

それでは、本題に入らせていただきます。第 1 点目の通告書に基づいて質問をしていきますけれども、第 1 点目の防災の基本であります佐々町地域防災計画が、平成 27 年 5 月に見直し作成されているようでございますけれども、地域防災計画がどうなっているのか、私の手持ちしているものが現在の計画であるとするならば、この計画書の見直しをされるのかどうか、されるとすれば主な点はどんな項目を考えられて策定されるのかということでお尋ねをいたしたいと思えます。

あわせて、地域の自主防災組織の連携を含めた、今後の地域防災のあり方についてということで書いておりますが、このことについて、どう考えられているのかということ、まずお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

現在の防災計画の見直しということで、地域防災計画の見直しということでお話がありました。

この防災計画というのは、平成 22 年に業務委託を行ったものでございまして、東日本大震災以前に改定を行っているということで、大規模等の災害等に対応しておらないということで、各種の災害対応のマニュアルにおきまして、国、県の防災計画と相違点も出てきておるわけでございます。早急に、今見直さなければならぬ状況になっておりまして、それに比ばまして行政が被災しまして、その後資源の制約化にありましても、災害対応等の業務が適切に行うた

めには、新たな業務の継続計画というのを策定が必要になってくるのではないかと考えております。

平成29年度、県が行っております土砂災害関係の調査が終了いたしますと、土砂災害等のハザードマップの作成が可能になりまして、浸水情報とともに、住民の皆さんへの周知が可能となると考えております。

防災組織とは、主に町内会とか自治会が母体となって地域住民が自主的に避難し、連携をしながら防災の活動を行うということで、任意団体となっております。本町においては、先ほどお話がありましたように、その町内会というのを母体にしまして、31団体が組織をされておまして、100%の今自主防災組織の組織整備率ということになっておるわけでございます。各自主防災組織の活動にも温度差がございまして、やはり組織の育成とか活性化には、議員の御指摘のとおり、本町のこれが課題になってくるのではないかと考えておるわけでございます。

このような状況でございますので、まずは、地域防災計画をしっかりと見直しながら、国、県との整合性、それから関係団体との連携を図る必要がございます。また、町内においても関係団体、それから自主防災組織との連携についてもお示ししていく必要があるのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

自主防災組織の見直しというのが今度行われるというようなことで、内容的には今町長がお話されました、国、県の防災計画との整合性、それから当然、大規模災害に対応できる計画をつくると。それから自主防災組織との関係で、災害に対して自分の体は自分で守るというような自助というのが、まず大前提で出てくる話をよく聞きます。それから、共助、公助ということで聞きますけれども、やはりそこでは自主防災組織の意義が大きくなってくるんじゃないかというふうに思っております。

今お話にありましたように、現在の地域防災計画に書いてありますとおり、佐々町の自主防災組織については、組織率は27年4月1日現在で、町内会ベースで96.8%、1町内会の関係がございまして。それから、世帯数で99.7%と100%近くの達成率ということで100%というお話でございますけれども、この自主防災組織が実際に機能する活動体制になっているのか、その状況をどのように把握されているのか、今後の指導推進をどのように展開されていくのかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

自主防災組織ということで、連携がやはり我々も必要だと思っておりますし、総合的な防災訓練ということでお話がありました。

自主防災組織との連携のもとに総合的な防災訓練ということで、今ないかということでもお話ありましたように、各自主防災組織の活動については、先ほど申しましたとおり、かなりの温度差があるということでございます。

本町におきましても、自主防災組織に対する理解と、それから災害への対応に関して説明を行うために、平成28年度から、この前先ほどお話がありましたように、自主防災組織の出前講

座というのを、今実施しておりまして、きょうまでに 4 つの組織が受講をされているわけでございます。

また、物品の対応とか防災マップの作成にも助成をしておる現状でございます。やはり自主防災組織の活動としましては、やはり防災組織の知識というものを広報とか、それから啓発で、やはり地域ぐるみで自分たちのことは自分で守るということで、防災意識の醸成とか、それぞれ家庭内の安全対策というのが図られなければならないと考えているわけでございます。これは、やはり町だけの職員だけでは、いろいろなことで対応できない場合もございますので、やはりこの自主防災組織というのが、本町にとってはかなりの部分をお願いしなければならない現状も出てきているんじゃないかと考えているわけでございます。

次に、まず考えられるのは、災害の地域災害の危険の把握が必要ではないかと思っております。やはり地域の危険箇所を把握しながら、防災に対する知識を高めるということも大変重要なことではないかと思っておりますし、それから防災訓練ですね、先ほど言いました防災訓練です。情報の収集伝達、消火訓練とか避難訓練、給食、給水などの個別訓練によって修得した技術を、また総合的に消防訓練で行うとか、防災の直接関係ないイベント等に防災の様子を組み込んで、体験のイベント型の訓練や、それぞれ災害に対するイメージトレーニングを行うと、図上訓練ですか、そういう 4 つの訓練が一般的であるわけでございますけど、そのほか家庭の安全点検とか防災の器材等の整備や、それから災害のときの要援護者対策とか、それから他団体との連携した避難訓練とかが挙げられるわけでございます。

議員が言われます、総合的な防災訓練が我々も十分認識しておりますし、これを重要な取り組みということで認識はしております。そこでやはり訓練というのを実施できるように、まずは防災知識の広報と啓発、それから地域の災害箇所の把握とかいったところで、我々も先行して、やはり温度差がございますので、中でよく説明をしながら基礎知識をまず持ってもらって、その後いろいろなことで訓練等をやるという組織にしていかなければならないんじゃないかと思っておりますし、それをまず我々としては望んでいるというところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

ありがとうございます。佐々町の防災計画に、先ほど町長が言われた自主防災組織の育成というところに、役割として平常時からの実施する事項というところで、今町長が言われた防災に関する知識の普及、地域における災害箇所の把握及び危険度の理解、それから防災訓練の実施、防災資機材の備蓄、避難行動要支援者の把握ということで、このように書いてございますけれども、実際に今おっしゃられた総合的な訓練、関係団体が連携をとった中で、今の話では、それぞれの自主防災組織の意識、充実を図ってから環境を整えてから、そういうものを行いたいというふうにおっしゃったというふうに理解はしたんですけれども。そういうふうなことで、今防災計画に書いてある個別的な訓練関係を、消防関係の訓練はいつも分団の消防訓練ということで行われているんですけれども、自主防災組織がこれだけ 100%立ち上がって、それぞれに活動する。温度差があるということなんですけれども、いろいろ一生懸命するところ、計画書つくったところとか、いろいろ温度差があるわけなんですけれども、それらを指導、育成して行って、そこまで持っていくということ等に対して、具体的に 29 年度どういうふう手順に進めていくというふうにお考えなのかどうかということ、ちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

**総務課長（川内野 勉 君）**

具体的に29年度どのようなことと御質問でございますけれども、現在、先ほども町長の御説明がありましたとおり、長崎県のほうが土砂災害関係の地区指定は、今まで箇所指定はされていたんですけども、それをちょっと調査に入って詳しい状況を調べるといふような部分が、29年度で終わるようになっております。建設課にあつては、それをもとに土砂災害のハザードマップの作成を検討中だといふふうな話も聞いております。

そこで、総務課といたしましては、この機会に防災計画の見直しを検討しながら、基本的には町内会に、そのハザードマップを町内会の部分で配付等も可能ではないかと。よその自治体であることとすけれども、防災計画をつくった折に防災のしおりとか、いわゆるダイジェスト版といったような形で、わかりやすく書いたものを全戸配付しているところがございます。本町につきましても、次の防災計画の見直しの折には、そういった防災のしおり等も作成いたしまして、啓発活動をやっていききたいといふふうに考えております。

来年度、国交省の補助事業で、建設課のほうがハザードマップの作成をするという計画が、今上がっておりまして、総務課のほうにつきましても、それに基づいて、今度は避難所の表示板ですね、そういったものを作成する予定でございます。

ところが避難所につきましても、今度のハザードマップができ上がってくれば、今の集会所なんか危ないところが出てくるわけですね。そういった形で、避難所の見直しも必要となっておりますので、同時に総務課といたしましては、来年の時期にその事業に取り組む時期に、防災計画の見直しも同時に検討したいと。

防災計画の見直しは、もう御存じのとおり大規模災害時に対応しておりませんので、国、県の防災計画とかなりの差が出ております。それに基づいて、本町もつくっていかねばならないといふふうに考えております。

各自治体の計画の中身を見ていますと、いろんな何とか編とかいふような形で複数の計画もつくっておられる自治体もございますが、本町といたしましてはどのようにするのか、今後考えていながら、来年度に向けて地域防災計画の見直しに取り組みたいといふふうに考えております。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

1 番。

**1 番（永安 文男 君）**

ありがとうございます。地域防災計画の見直しということで、この前から話題になっておりました、平戸市が地域防災計画の策定が遅れたというような新聞記事等も見たわけですけども、こういうふうな避難先の区分、怠る余念とか、いろいろ記事はあるわけですけど、今総務課長からお話をいただいた、やはりいろんな角度から佐々町の防災計画を、国、県の防災計画に整合した形で進めていくといふようなこととお伺いしましたので、心強いものといふふうに思っております。

もう一つ、これも新聞記事なんですけど、自主防災組織が6割訓練せずといふような記事もあるわけですね。やはり先ほど申し上げました防災訓練は、自分の身を守るためには、日ごろからいろんなケース、町長もおっしゃられたように、危険箇所を察知して、そこは危機管理であるときは、その道路は通れないとか、こうなったらこうするとか、いろんなケースが出てくるといふようなことも総務課長と話したことはあるんですけど。そういうふうな状況の中で、いろんなケース・バイ・ケースを考えて、今後は充実した計画を策定していただければ。まず

来年、そういうような策定に向けて具体化するということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

やはり、総合的な防災訓練の考え方ということについては、再度そういうふうな認識の上に乗って、いろんな実施をされていかれますように指摘をしておきたいというふうに思ひます。

次に、3 番目の崖崩れ、土砂崩れ、ため池崩壊の危険性に対する今後の対応と考え方というふうにしておりますが、それぞれの危険箇所の対策といひますか、今、いろいろと出てきておりますけれども、この中で、崖崩れ、土砂崩れについては、古川地区の急傾斜、落石防止、県が、それぞれにずっと対応はされているというふうに思ひますけれども、これが途中まで、年度が何年度にかけてやっていくもんですから、先にしたところ、もう大分古いところは、やはり種子の吹きつけのネットに種子吹きつけのところもあって、これが風化して、やはり木も大きくなって、上から崩れてくるというようなケースがあるというような話も聞きます。

それから、あと砂防ダムが途中で 1 か所あるんですけれども、あそこももう土砂が相当たまって、その水路のところの方からお話聞いたりしたんですけども、やはり今までどんどん水が流れてきていたのが、近ごろ水が流れないと。だからちょっとどういふことかなというふうなお話をされたことあるんですけれども、水が流れなくなったのが、そういう土砂崩れとか急傾斜地の危険の兆候かというふうにはわからないんですけど、私も専門家じゃないもんですから。その辺のところは、県との実態を話されたりして、県との協議をするというふうなことも可能ではないかと思ひますけれども。

それから、落石防止のネット、強力なネットを立ててあるところが、隣までしてあるけれども、ちょっとここまで来てくれりゃよかったねとかいうような話もちょっと聞くわけですけれども。そこを見てみますと上のほうに土どめの柵といひますか、ネットといひますか、フェンスを張ってあるとか。やっぱり年度、年度の時間差でどこまで対応がされているかということ。住民はちょっとそれじゃ不安かというふうな声もありますので、そういう部分で県のほうにつなぐことで、いろんな住民の不安解消になっていけるのかなというふうに思ひます。

その危険箇所について、この県の 4 か所、先ほどの話がありましたように、こういう図面の中で、ずっと図示されておるものがあるということで、前いただいたことあるんですけれども、この辺で今言ひました古川地区のそういうふうな不安となる材料があるところ。それからもう一つ、小浦のほうに芳ノ浦、その山手のほうが、以前炭鉱がある時代に土砂崩れがあったというふうなことで、横どおしに水路が入っているそうなんです。昔のことで私もあまり詳しくは知らなかったんですけども、その調査を県が六、七年ぐらい前に来られて、そして 10 年に 1 回ぐらいは調査に入られておるような話もちょっと伺ったんですけども。そこが台風とか雨の場合は、やはり上って枯れ葉なんかを除去して自分の身を守る、そういうふうな手立てをしているっていうような話なんです。

そうしたときに、その水路の老朽化して亀裂があったりすると不安だというふうな話もあつております。直接山のところに建っている家あたりは、本当に毎日日常生活で不安じゃないかなというふうに思ひますので、県の対応になると思ひますけれども、このことについて認識を、町として県とのつなぎとか、どういふ認識を持たれているのか、担当課長でもわかられば、もう昔のことですので、その辺のことをちょっとお尋ねしたいというふうに思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

崖崩れと土砂崩れということで、その危険性の方策、今後の対応ということで、今多分そう

いう御質問だったと思っております。今の古川岳とかの場合は、県が一部を、対応を今お願いをしているわけでございます。

この土砂災害の警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律というのがありますので、それに基づきまして、本町では平成27年に南部地区の現地調査が行われまして、住民の皆様への縦覧を終えて、28年度に南部地区が指定、今されているわけでございます。先ほどありました小浦免、それから須崎免、口石免、木場免、迎木場免が、今現在指定されておりまして、残りの地区につきましては、本年度中に指定されるのではないかと考えておるわけでございます。この区域を明らかにしながら、一定の開発の制限とか建築構造物の制約とか規制を行うということとなっております。

本町としましても、その県の指定に基づきまして、平成30年度に道路災害のハザードマップを作成したいということで、今予定をしております、これについては住民の方に広く周知するために、そういうマップを各戸に配布するように、今町としては計画しております。

またハード的な対策につきましても、やはりそういう密度が高い部分については、先ほどお話がありました砂防ダムとか、今つくっているところについても、よく見て、砂防ダムの土砂がたまっているところについては、廃土作業とかなんかを国のほうに県のほうに要望していかなければならないと思っておりますし、町としましても、そういう場合は住民の方に本町のほうにそういういろんなことで情報があれば伝えていただいて、我々も県のほうにつなぐということでやっていかなきゃならないと思うし、我々についても、現場を見て確認をしながら県のほうにつないでいかなければならないと思っております。

この対策工事というのが、お話がさっきありました。これはやはり全体的にたくさん県のほうにもたくさんあるそうございまして、これを優先順位をつけて、今やっているということで、予算の限りがあるものですから、これも国の補助から受けて、県の事業でやっておられると思います。その中で、やはり予算の順位というのはなかなか回ってこないところもありますし、そういう高い順位から、今実施しているということでお話をお聞きしていますので、全ての箇所をやるというのは、なかなか時間的に期間が要するというお話しも聞いております。

ただ、すぐ危険性があるものについては、早急に対策工事をして、お願いをしながら、我々としましても、災害に注意しながらやっていかなきゃならないと思っておりますし、区域の指定された住民の方に対しましても、災害場所については災害情報を早く流しながら、早目の避難を心がけていただくような対策も講じなければならぬと思っております。

そういうことで、当然、住民の方から要請があれば、採択要件に合致すれば、町としましても予算の課題もありますが、並行してつなぎたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

いろんなケース・バイ・ケースでそういうふうな災害のケース、土砂崩れとか落石防止とか、いろんな部分で大変な業務であろうかと思うんですけども、やはり町長の政治力が問われるんじゃないかというふうに思いますので、この辺は住民からの要請で危険があるところは優先的にやっていくようにするというようなことでお話いただいて、そういう認識であるならば、麓に住んでいる方あたりは、町がこれだけ一生懸命考えてくれているんだなということを理解していただけるんじゃないかというふうに思います。

それから次に移ります。4番目の防災士、防災リーダーの育成についてですけども、それ

それぞれの自治体で地域防災力の強化のために、それぞれ取り組みがされているというようなことの中で、防災士の育成というのがよくうたわれているわけでございます。以前の質問の中にも、消防団の分団長以上の経験者、退職者も含め、そういう方がそういうふうな資格をとるのに一番近道のお話があっておりました。

そのほかの方も研修で、東京のほうで2日間研修を受けたりとか、いろんなのがあるということで、平戸のほうで1回県内を順繰り回して平戸のほうが早かって、今は南部のほうにいてという話も聞きますけれども、やはりそこで佐々町のそういうふうな経験者の防災士の育成という、先輩議員がそういうふうなお尋ねになられたこともありますので、これについてはちょっと具体化することもあってもいいんじゃないかというふうに思ひまして、4番に掲げさせていただいているわけでございます。

ある自治体では、資格取得を奨励して助成金を交付するといった事業等もやっているところもあるということで、このことに対して町長、いかがなものかということで、考え方をちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

防災支援の防災士と、それから防災リーダーの育成ということでお話があっております。これ阪神淡路大震災ということで、家屋の倒壊とか、それから家具の転倒等の下敷きになった人々の約8割が、家族や近隣住民が救助したということを経訓にして制度がつくられたということでございます。災害時の避難場所の運営とか、被災地の支援ボランティア活動等に取り組みながら、災害からの被害を最小限にとどめるという地域防災力の担い手ということが、この防災士ということで役割を担われております。

現在の長崎県主催によります、長崎県防災推進委員の養成講座というのが、県内で2会場毎年、今実施されているわけでございます。県民ボランティアの振興基金のほうから防災士の認証登録申請料5,000円で助成が行われているわけございまして、ちなみに本町の認定者数というのが、現状18人の方がいらっしゃるってお聞きしておまして、うち2名が、今役場の職員が2名でございます。ことし1名新たに認定されるということで、役場の職員が3名になるということで予定になっていまして、消防防災担当の資格認定につきましては、積極的に町としても取り組んでいるというところでございます。また、消防の分団長経験者については、受講が免除となっております、申請を行えば認定がされるということになっているようでございます。

防災士の資格を増やすことで、やはり個々の防災力というのが、それから地域の防災力の向上につながっていくのではないかと私どもも考えておるわけございまして、本町には消防団の経験者の方もたくさんいらっしゃいますので、潜在的な地域の能力が、かなり私は高いのではないかと考えているわけでございます。

この件についてもやはり、地域防災計画の中で町として位置づけていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

今、町長から潜在的な能力が佐々町は高いというお話の中で、やはり防災計画の中で、そう

いうふうな位置づけを行っていくというようなことをございますので。ある町内会の話では、いろいろ体育部とか文化部とかいろいろある中で、防災部か消防の部分で防災部というのをつくってあるような話も、ちょっと聞いたことあるんですね。そういうふうな、それぞれの町内会、町内会といえますか自主防災組織の温度差があると先ほど町長おっしゃられた、総務課長おっしゃられた分、やっぱりそこでお互いに切磋琢磨しながら、同じそういうふうな環境をつくっていくというふうなことを、やはり連携を持った総合訓練とか、連携を持ったいろんな会合等を行うことで、そういうふうな意識づけをやっていただければと思いますので、そういう分についても防災計画の中で、いろんな具現化を図っていただければというふうに思っています。

それから次に入ります。5番目の防災行政無線の管理と難聴箇所への対応ということで書いておりましたけれども、これにつきましては御承知のことと思いますけれども、やはり防災情報を伝えるのは町の責務で、やはり聞こえないとしている住民の方が多いというようなことは御承知されていると思いますけれども、このような、つくるまでの間に大変御苦労された話も聞いております。そのつくるまでの間にいろんなトラブルあたりが発生した部分とか、今の現在の草木の管理、パンザマストの周りの草木の管理とか、そういうふうな部分のことを含めたところで問題はないのかどうか。そこら辺の以前問題があった分に対しては、もう解決しているのかとかいろんなことを危惧するところをございますけれども、一応問題があるかないかということでの御答弁をお願いしたいと思います。

それから、難聴対策の対応で、今まで聞こえていたところが今度の新しい防災行政無線で聞こえなくなったとか、いろんなケースがあるというようなことも聞いておりますけれども、町内会長さんにアンケート調査をしたりして、その実態調査というのが行われたのかどうかということをお尋ねしたいというふうに思います。どんなでしょうか。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

防災行政無線をこの前リニューアルいたしまして、いろいろ完成後のチェック状況というか管理状況を今お尋ねでございます。御承知のとおり、28年度において今工事が完了しているわけでございます。工事完了後に町内会長さん等を通じまして、これまで43件の御意見をいただいております。そのうちの28件については、現在対応が終えているという、考えております。

御意見のものについては、先ほどお話がありましたように、聞こえづらいというものでございまして、これはスピーカーの向きを変えたり、ボリュームを調整したりすることで、今対応しているところでございます。

現在、まだ15件ほどの未対応部分がありまして、その未対応部分につきましては、7月の末にさせていただいたものと、それから今月の9月補正で予算を計上させていただいているというところをございまして、この予算執行をもって、全て対応できるのではないかと我々は考えているところでございます。

前回、今回の補正予算において予定しておりますのは、浜迎・水道地区における難聴地区のパンザマストの増設工事を行いたいということと、それから大茂・牟田原地区における個別受信機の設置をしなきゃならないということで、これは住民の方の実態をお聞きしながら、対応を進めているというところをございます。なお今後まだ聞こえづらいというお話があれば、その都度町としては対応しなきゃならないのではないかと、全体にやはり皆さん方に聞こえるように、町として改良を加えていくというのが我々の使命ではないかと思っておりますし、そういうことで今考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

今お話がありましたように、やはり完全に聞こえるようにするには、たくさんのお金がかかるということも承知しておられるようですけれども、やはり住民の生命にかかわる防災行政のことですので、最優先にされるべきものというふうに思いますけれども、今後そのような対応をしていかれるというお話でしたので、迅速に進められていくものと思われま

す。ただ、それぞれのまだまだ声が上がっていないところの問題があるかと思

いますので、その辺のいろんな形で吸い上げていただいて、対応をお願いしたいというふうに思います。災害情報の伝え方、防災行政無線だけに限らずに、いろんな方法があるかと思

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

今の御意見のようにメール配信サービス、そういったものを含めて、しっかりと今後、周知を図っていけるように対応していきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

一応、防災に関しては以上 5 点の項目で終わりたいと思います。

次に、大きな項目の 2 番目に書いておられますとおり、公用車購入の見積もり入札について、事務取り扱いの経過とその後の対応ということにしておりますけれども、このことについて、一部、以前の事務処理と違った取り扱いをされて混乱されたというようなことをお聞きしましたですけれども、どういうことかということでお尋ねをしたいと思

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

お答えします。

今回、水道課の公用車購入については、箱型軽貨物自動車の入れかえとして、今回購入の見積もりをしております。見積もり依頼先は町内の自動車販売店とし、8 月の上旬に見積もり依頼を郵送で行い、8 月下旬に開札を行っております。

今回の見積もり入札においては、お盆を挟んで期間を設定していたことにより、質問期間が適切ではなかった。見積もり開封時に応札業者の立ち合いを求めていなかった。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長、もう少し大きな声でよろしく。

水道課長（橋川 貴月 君）

依頼書の様式が従来と違ってしたことなどが重なり、混乱を招き御迷惑をかけたものです。開札時に業者立ち合いを求めなかったのは、見積もり依頼業者の事務負担を減らそうと考えまして、業者立ち合いの開札にしていまませんでした。

今回、業者からの書類や見積もり期間について指摘があったにもかかわらず、課内や上司などと協議し、相談者へ理解を求めることが、対応が不足していたものです。今後はこのようなことがないよう、職員に十分指導をさせていきたいと思っておりますので、御報告させていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

今、水道課長のほうから、お盆が入った時期での期間の設定や、相手のことを思えばかってそういうふうな事務取り扱いをしたというような行き違いあたりがいろいろ発生した、あったということをお聞きしましたので、いろんな御指摘等があった場合には、真摯に受けとめた中での開札を図っていくというようなことが大事じゃなかろうかというふうに思います。

このようなことに関しては、あまり私どもの立場ではいろいろ入り込めないところがあるかと思いますが、一応そういうふうな話を聞いたということで、総合的に、町長あたりが何か言われることがあればお願いしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

各自動車の販売店の皆さん方には大変こういう事務的な問題で、皆さんに御迷惑おかけしたと心からおわびを申し上げたいと思っております。

今後は、やはり町としまして対応を考えていくということで、前からこの公用車の購入につきましては、やはり従来の方法といたしますか、今後もこなしていきたいと。

具体的には入札した参加全員の前で開封し、その場で結果をお知らせする。それからもう一つは、見積もり依頼書を郵送の場合は、従来どおり到着の確認を行う。それから、質疑応答の期間はよく配慮しながら、期間の設定をとるようにすると。それから依頼文書の様式については、従来の様式で行うということで、以上の今までのとおりですけど、それを対応に、今後とも対応させていただいて、遺漏がないように、十分注意させてやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
1 番。

1 番（永安 文男 君）

町長から、今よく配慮して今後遺漏のないように指導していくということでございましたので、それをお聞きしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、1 番、永安文男議員の一般質問を終わります。

昼食休憩に入ります。午後は 1 時半から再開いたします。ただし、議員さんにおいては 1 時までには議員控室にお集まりのほどお願いしたいと思います。

（11時57分 休憩）

（13時25分 再開）

— 日程第 3 議案第 45 号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案の上程を行います。

日程第 3、議案第 45 号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 45 号 朗読）

裏に履歴書等を添付しておりますので御参照いただければと思っております。よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

議案第 45 号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

- 日程第 4 議案第 46 号 平成 28 年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第 5 議案第 47 号 平成 28 年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第 6 議案第 48 号 平成 28 年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第 7 議案第 49 号 平成 28 年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第 8 議案第 50 号 平成 28 年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第 9 議案第 51 号 平成 28 年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第 10 議案第 52 号 平成 28 年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第 11 議案第 53 号 平成 28 年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 4、議案第 46 号 平成 28 年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 5、議案第 47 号 平成 28 年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 6、議案第 48 号 平成 28 年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 7、議案第 49 号 平成 28 年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 8、議案第 50 号 平成 28 年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 9、議案第 51 号 平成 28 年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 10、議案第 52 号 平成 28 年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 11、議案第 53 号 平成 28 年度佐々町水道事業会計利益処分及び決算認定の件。

お諮りいたします。以上の 8 件を一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 46 号から議案第 53 号までの 8 議案を一括議題といたします。

執行の決算説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（決算説明書 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっとすいません。平成 28 年度一般会計、特別会計、決算説明書のページです。

町 長（古庄 剛 君）

（決算説明書 朗読）

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

それでは、日程第 4、議案第 46 号 平成 28 年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第46号 朗読）

中身の数字につきましては、担当課より説明させます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

すいません。めくっていただきまして、1 ページの説明をさせていただきます。実質収支に関する調書。

区分 1、歳入総額66億808万9,000円、2、歳出総額63億8,318万3,000円、3、歳入歳出差引額 2 億2,490万6,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額1,209万7,000円、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計1,209万7,000円、5、実質収支額 2 億1,280万9,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。2 番。

2 番（浜野 亘 君）

すいません。先に、失礼します。

監査委員が出された決算審査意見書をもとに質問をさせていただきます。一般会計。その資料のほうの方がわかりやすいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

12ページをごらんいただければと思いますが、町民税、固定資産税、軽自動車税の収納率について3か年分記載してありますので、現年度分はほぼ横ばいですが、過年滞納分ということで、毎年のように下がってきております。この徴収率について、やはり力を入れていかないと、こういう状況では滞納分が増える一方ではないかというふうに思いますので、平成29年度ではどのような対応をされているのかということをお尋ねをしたいと思っております。課長さんが8月に異動になったばかりで申しわけないんですけども、よろしくお願ひしたいと。

それから、13ページの中ほどです。住宅使用料共益費、駐車場使用料について、平成9年度から28年度まで記載してありますけども、この資料、非常にありがたいもので、過去の経緯がずっとわかると。やはり担当者の収納意欲といいますか、そういうのが出ているんじゃないかと、年度ごとでものすごく滞納の金額が違うわけです。その辺の取り組みについて、今後どのようにされていこうとされるのか、お尋ねをしたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番議員のほうから、収納率と、それから住宅ということで、未収金ということで質問がございました。税務課長。

税務課長（松本 孝雄 君）

御質問のとおり、年度途中の異動でございますので、全てを把握できているわけではございませんが、御指摘のように、全て数字が物語っております、大変私としても下がっていると

いう状況は残念に思っておりますし、今後も徴収努力に努めてまいりたいと思っております。一応、内部では、これまでの対応経過と、今後どうするかということをお話をしながら、収納率を上げるにはどうしたらいいかということをお話をしながら、対応に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

建設課長。

建設課長 (山本 勝憲 君)

13ページの住宅使用料の関係の未収金の今後の取り組み状況ということでございますが、こちらのほうに書いてございますとおり、長期滞納者が非常に多くございますので、そちらの部分について、特に力を入れて、法整備を進め、整理という形の中で対応を進めていきたいと考えております。

また、今後につきましては、徴収計画等つくりまして、計画的な徴収を進めていこうということで課内では協議しているところでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

2番。

2 番 (浜野 亘 君)

ありがとうございます。これを分析しますと、やはり専門家がないというのが原因ではないかと思うんですよ。今後、そういう情報について、いろんな知識について、やっぱり勉強していかないと、毎年同じような形で人事異動によって徴収率が下がるというような形になっていくかと思っておりますので、その辺の体制も、やっぱり日常業務に追われて、収納業務が後回しになってるんじゃないかと思っておりますので、その辺の対応をよろしくお願ひいたしたいと思っております。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

収納率につきましては、今、副町長を中心に収納対策関係で委員会といいますか、そういう会議をつくっているわけがございますけど、専門家がないということでございますけど、今、税務署のOBの方の関係ですね、収納対策で差し押さえとか何かもやっておりますけど、そういう専門家の方が今囑託で来ていただいております。その中で、やはり職員の指導というのもやってもらうように今やっておりますので、そういうことで、やはり滞納者というのは、やはり悪質な場合はそういう法的な措置もとらなきゃならないということで考えておまして、やはりそういう税の公平性を考えれば、それはやらなきゃならないということでいえば、今ですね、そういういろんな教育といいますか、教えていただくような姿勢も態勢もとっておりますので、それをやはり今後とも進めて、今現年度を優先的に多分徴収担当はとっていると思うんですよ。それでやはり過年度がそこでおろそかになっているのかなということもありますので、そこら辺も十分注意しながら、今後指導をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

2番。

2 番（浜野 亘 君）

今、町長から、前向きな答えだったんですけども、その専門家の方っていつから雇われているんでしょうか。3 問目です。すいません。

議 長（淡田 邦夫 君）

副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

今町長のほうから話がありましたように、もと税務署のOBの方に来ていただいております。いつからということではっきり覚えておりませんが、ここ数年、5 年程度近くなると思います。いろんな難しい専門的なことを学んでおるところでございますけれども、やはり担当といえますか、うちの職員のほうがちょっと異動でまた振り出しに戻るといえますか、なっておりますので、そのところ十分加味しながら、今後取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。9 番。

9 番（川副 善敬 君）

町長が説明した決算説明書で質問します。ちょっとわからないものですからお尋ねします。2 ページのほうで第 2 号補正により追加されることになった投資的経費に係る地方負担分については100%まで地方債は充当できる、この第 2 号補正っていうのはどういうものかということと、それから普通、長崎県でもかなり借金があった時期に、その借金は交付税措置で戻ってくるんだから、それだけの借金と考えるといいよというような形で言われたことと思っておりますけれども、うちの場合には、48 億、50 億ばかりと、それで、基金残高が60 億、そうするとここに50%の公債費方式により、大体後から元利償還で戻ってくる分は昔のように50%で大体計算していいんですか。そして、残余については、単位費用により措置される、この単位費用というのがちょっとわからんもんですから、教えてください。

それから、経常収支比率、これが非常に悪化して、今では、長崎県で一番というような形で言われておりましたけれども、私は疑問点ですけども、5 番議員が言われたように、非正規職員が多いんですね、佐々町は。普通は非正規職員の、間違っと思ったら答弁してください。非正規職員の給料は物件費に充てて、普通の経常経費に算入されてないんですよ。そうすると、されてないとするならば、本来は非正規職員の給料も、経費の決算に入れなければいけないというような方式になるんじゃないでしょうか。というのは、普通、自治体、保育所とか、いろんな場合によって非正規職員の割合も違うてくるでしょうけど、普通の自治体の標準でした場合の非正規職員の人件費を計算した場合、そうすると、この経常収支比率の87%でいいのかと、本来。要するに自治体なりに計算したときに。

そして3 点目に2 番議員が質問しましたように、いろいろ住宅使用料とか、いろいろ滞納がありますけれども、昔から言われたように、そこだけ取ると、なかなか腹がきつくなって頭の中溜まって、だから前は徴収対策室が連携して、相談に乗りながら徴収をしていたというようなことがあったと思います。そういうわけで、連携という部分について、どうなのか。住宅使用料についても昔は本人を呼んでいたけれども、やはり保証人、ほかの自治体が保証人も同席のもとで、やはりこの住宅使用料っていうのは非常に問題がありまして、公平さを最も大事にしなければいけない徴収と思うんです。これはわかるんで、隣の人、先隣と、そういう意味に

において住宅の徴収に対して、保証人と同席させて、私がかつて提案したように、保証人を同席させて徴収かけているのか、ただ単にまた元に戻っていつておるのか、そこら辺だけです。そこを質問したいと思います。あと詳細については決算委員会でやらさせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

まず、決算説明書の 2 ページのところでの平成 28 年度の国の補正予算は第 2 号補正で云々というところですけども、これにつきましては、ここに書いてあるように、国の補正予算ということで、1 億総活躍社会の実現というふうな形での補正予算がなされたことを、国の動向をここに書かせていただいているところでございます。

9 番（川副 善敬 君）

具体的な事業さ。具体的な。

企画財政課長（今道 晋次 君）

すいません。国の事業なもんですから、すいません、ここでお答えするとなれば、ちょっとお時間をいただかないと、手元にちょっと資料がございません。申しわけございません。

9 番（川副 善敬 君）

一つ二つは教えてよ。

議 長（淡田 邦夫 君）

後でいいですか。

9 番（川副 善敬 君）

じゃあ、2 問目でいいです。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい。

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

それから、こちらのほうでは、このときに国のほうで措置されたことが交付税措置の話が書かれているところでございます。これをちょっと町の話に少し置きかえてお話をしますと、先ほど 9 番議員さんが御質問になった際の 48 億円の一般会計の起債残高がございますけれども、この 48 億円の起債残高のうち、臨時財政対策債が 25.5 億円の借入残高となっております。臨時財政対策債は、100% 交付税で後年度措置をされますので、この分は基本的には交付税全額ということになります。それから、いわゆるそれを除く部分が 23 億円程度ございますけれども、この 23 億円程度のものがいわゆる建設事業にかかる分の発行ということになりまして、これが平均的なものでいきますと、うちは約 6 割程度が交付税措置がなされるというふうなことになりますので、実質一般財源での負担というのは、純粋には 9 億円程度が今現在の一般財源の負担というふうなことに計算上はなろうかというふうに考えております。単位費用については、すいません、改めて御回答させていただければというふうに思います。

それから、経常収支比率につきましてですけれども、9 番議員さんがおっしゃるように、以前までは長崎県内で一番高いということで、70%台の経常収支比率だったんですけども、平成 26 年度の決算だったと思いますけども、決算統計の仕分けの中で、町の一般会計から下水道の特別会計に繰出金をしておりますけれども、約 3 億円の繰出金をしておりまして、そのうち 2 億円が交付税に措置されております。1 億円を一般会計からプラスで追加で補填をする形になっておりますけれども、2 億円の交付税の分までが、いわゆる臨時的な経費になってるんじゃないかということで、県より指摘を受け、それを計算をしていく中で、結果として 70%前半が、今現在は 80%台というふうになっておりまして、28 年度決算では 87%というふうになっているところでございます。あと、その中に非正規職員の分が臨時的な経費なのか、経常的な経費なのかということですが、基本的には経常的な経費の中で見てはおりますけれども、一部、臨時的な経費として取り扱うものもありますので、決算統計上の事務処理の中で、そこは臨時的な経費と経常的な経費と分けて、毎年度処理をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）  
建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

住宅使用料にかかる保証人の件でございますが、こちらにつきましては、前も御指摘いただきまして、保証人が亡くなられて、保証人がいない状態という部分が昔ございましたんで、その部分につきましては、今確実に、1 年に 1 回は収入の調査を行うようになっていきますんで、そのときに改めて確認をしているというような状況でございます。保証人に対する滞納分の請求でございますが、これは一応 3 か月滞納された部分につきましては、保証人に合わせて請求を行うというような手続を行っておりますが、同席させてというような形の取り扱いはまだやっていないというふうな状況でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

もう 1 点、今、臨時財政対策債を私は忘れておりました。これは全額請求があとで交付税措置ですから、そうすると最終的にはこれは 9 億ということですから、借金はある程度ないということだと思います。これはないんですから、積極的にいろんな町の皆さん方に対しての施策を大幅にやっていただくようお願いいたします。

それから、私が言っていた徴収のほうで、各課連携徴収しているか。単独で住宅課、国保、全部連携はしているのか、してないのかということですね。

それから、今道課長に聞きますけれども、この臨時の人件費はほとんどがあれですか。そうすると、そっちで分けて経常経費の計算に入れていたんですか。実質上は臨時の人件費は物件費に入れて、物件費は経常経費の計算に入れないのに、佐々町の場合はそこを案分でやっていたということになるというんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）  
副町長。

**副 町 長 (大瀬 忠昭 君)**

収納関係で連携して行っているのかという御質問でございます。これは、収納対策会議を税、それから使用料含めまして、会議を行いまして一応連携をして、住宅使用料も含めまして連携をして、情報交換を行い対応いたしているところでございます。

**議 長 (淡田 邦夫 君)**

企画財政課長。

**企画財政課長 (今道 晋次 君)**

まず、すいません、1 問目のところで、国の第 2 号補正の中身ですけれども、こちらのほうに書いております金額で、決算説明書の 2 ページのところ、1 億総活躍社会の実現の加速に関する経費 7,137 億円というふうに書いております。これにつきましては、子育て、介護環境整備に 2,770 億円、若者への支援拡充、女性活躍推進に 200 億円、社会全体の所得と消費の底上げに 4,167 億円というふうな形になっているところでございます。

それから、経常経費の件ですけれども、基本的に賃金で処理される方々については、物件費という格好で仕分けをさせていただいております。嘱託さんについては、人件費という格好での仕分けをさせていただいているんですけれども、その仕分けの中で、本当に臨時的に雇用をして、きょうは任用という話もありましたけれども、任用して、それが本当に短期間で終わるものについては、臨時的な経費として取り扱っておりますので、そういった形で臨時、経常の仕分けを事務的にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**議 長 (淡田 邦夫 君)**

これで質疑を終わります。

ありますか。3 番。

**3 番 (永田 勝美 君)**

先ほど町長が朗読された決算説明書の冒頭に、我が国の経済はということで 2 行目に、賃金も多く企業で 4 年連続のベースアップを実施するなど賃上げの流れが続いていますというふうに書かれてあります。国がそういうふうに、政府がそういうふうに言っているというのは存じ上げておりますが、現実問題としては、一部上場企業の中でも、4 年連続ベースアップというのは本当にごくわずかでありまして、現実には正しくない引用をわざわざ冒頭に持ってくるというのはいかがなものかとふうに思います。決算の説明書ですから、要するに町民に向けて出される説明書だというふうに認識するわけです。そういう点で、やはり正確な記載というのは必要になるのではないだろうかということが 1 点。

2 点目は、2 ページの本町決算の概要についてなんですけれども、2 行目の末尾に、実質収支額は 21.8% 減の 2 億 1,281 万円になりましたというふうに書かれてあるんですけども、やはり、実質収支額というのは、いわゆる黒字ということで考えていいのか、そのことについても非常にわかりにくいなど。概要というふうに書かれてあるんですけども、まさに概要と言っても数字だけの羅列でありまして、例えば、投資的経費の増が 23.1% 増の 12 億 3,044 万円というふうになっているんですけども、これについては、先ほどの監査委員の意見書の中に述べられているように、住民センター等の特別の支出というのが実際にあったわけなので、そういう点でいえば、そういうエピソードといいますか、そういう特別の事情といいますか、そういったものについては、少なくとも記されるべきではないかと。そのことそのものは、決算説明書というふうに言って、これがどこに向けて出されるものなのかと。いわゆる議会に向けて出

されるセレモニーということであっても、議会に向けて出されるということは、町民に向けて出されるということですから、そういった意味では町民が見て理解できるものにすべきではないだろうかという、私の意見であります、これについて所見を伺いたいということと。それから——以上です。3 点お伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

すいません。まず 1 点目ですけれども、我が国経済は、というところでの表現につきましては、確かに国が作成している表現をそのまま引用しておりますので、正確な記載かどうかというところは、これが必ずしも不正確な記載ということにはならないかと思えますけれども、今の御指摘は、今後へ向けて検討させていただければというふうに思います。

それから、2 億 1,281 万ということで書かせていただいているこの数字につきましては、実質収支っていうところで行くと、歳入歳出の差引額ということになりますので、表現が黒字ってことが適切かどうかわかりませんが、実質収支としては、赤字ではないというふうなことにはなるかというふうに思います。

それから、今、すいません、その下のところの投資的経費の増のところの 12 億という表現がありますけれども、ここでも地域交流センターなど、そういったものがあつたんだからということかと思えますが、すいません、これもつくり込みにもよるんでしょうけれども、3 ページ以降で、それぞれの細かいことを書き込んでいますものですから、こういった表現をこれまでとってきたといいますか、この表現で整理をしてきたという経緯がございますので、すいません、そういう形で御承知おきいただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

流れとしてそういうふうになされてきたということについては尊重したいというふうに思うんですけれども、やはり冒頭の説明書 2 ページだけで全体を示すものですから、この概要についてぐらいは、一般町民が読んで、一定程度理解ができる、そういうものにしていただければなというふうに思います。それは、例えば住民センターのことなどについても、非常に町にとってはかなりビッグイベントといいますか、大きな事業であつたわけですし、そのこと自身は町民にとっても非常にプラスになることもたくさんあるわけですから、負の側面だけでなく、成果は成果として、やはりきちんと記載して、町民の関心と呼ぶというようなことについても、町に関心を持っていただくということについても、配慮が必要なのではないだろうかということをおし上げておきたいと思ひます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号 平成28年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は総務厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 平成28年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は総務厚生常任委員会へ付託されました。

日程第5、議案第47号 平成28年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第47号 朗読）

実質収支に関する調書につきましては、課長より説明させますので、よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

それでは、めくっていただきまして、1ページでございます。

実質収支に関する調書、国民健康保険特別会計、1、歳入総額17億4,778万7,000円、2、歳出総額16億7,799万8,000円、3、歳入歳出差引額6,978万9,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、計ゼロ、5、実質収支額6,978万9,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようでございますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号 平成28年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は総務厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号 平成28年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は総務厚生常任委員会へ付託されました。

日程第6、議案第48号 平成28年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題と

します。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第48号 朗読）

実質収支に関する調書につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（藤永 大治 君）

それでは1ページをお開きください。実質収支に関する調書、介護保険特別会計保険事業勘定でございます。

1、歳入総額11億1,627万1,000円、2、歳出総額10億5,278万5,000円、3、歳入歳出差引額6,348万6,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、（1）継続費逓次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額ゼロ、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額6,348万6,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

続きまして、26ページをお開きください。

実質収支に関する調書、介護保険特別会計サービス事業勘定でございます。

1、歳入総額509万4,000円、2、歳出総額461万1,000円、3、歳入歳出差引額48万3,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、（1）継続費逓次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額ゼロ、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額48万3,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようでございますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号 平成28年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は総務厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号 平成28年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は総務厚生常任委員会へ付託されました。

日程第7、議案第49号 平成28年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第49号 朗読）

実質収支に関する調書につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしく  
お願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

それではめくっていただきまして、1 ページでございます。実質収支に関する調書、後期高  
齢者医療特別会計、1、歳入総額 1 億3,245万5,000円、2、歳出総額 1 億3,034万円、3、歳  
入歳出差引額211万5,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、（1）継続費逡次繰越額ゼロ、  
（2）繰越明許費繰越額ゼロ、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額211万  
5,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようでございます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号 平成28年度佐々町後期高齢者医  
療特別会計歳入歳出決算認定の件は総務厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とするこ  
とに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号 平成28年度佐々町後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算認定の件は総務厚生常任委員会へ付託されました。

日程第8、議案第50号 平成28年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の  
件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第50号 朗読）

実質収支に関する調書につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしく  
お願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

**保険環境課長（川崎 順二 君）**

それでは、めくっていただきまして 1 ページでございます。実質収支に関する調書、国民健康保険診療所特別会計、1、歳入総額 898 万 1,000 円、2、歳出総額 828 万 1,000 円、3、歳入歳出差引額 70 万円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額ゼロ、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額 70 万円、6、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額ゼロ。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

これから質疑を行います。2 番。

**2 番（浜野 亘 君）**

まず 2 点あります。国民健康保険診療所の建物の償還金というのがもう残っていないのか、償還済みなのかってということと、それから、週 1 回開所されておりますけども、人数が昨年よりも 49 名減少し、一般会計から 650 万ほど繰り入れをされておりますけども、毎年のように赤字の経営でございますが、このままの状態、ずっと、考えておられるのか、診療所を維持していこうと考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

町長。

**町 長（古庄 剛 君）**

この診療所の運営でございます。起債のほうはたぶんもう償還、ちょっと私起債のほうはちょっと。借入れのほうはちょっと調べさせて、後もって報告をさせていただきたいと思えます。

診療所の経営について、継続についてでございます。多分去年が少なかったんですかね、利用者が。例えば、今までもやはりもの忘れ外来というものを特化した今診療を行っている、長崎大学のほうから週に 1 回来ていただいて、もの忘れ外来というのが今大変、もの忘れが多いということです。もの忘れ外来というのに特化して診療を行っているわけでございます。普通一般の診療というのが今行っていないで、もの忘れ外来を今特化してやっているわけでございまして、町としましても、やはり高齢者が増えるということで、そういう特化したものを今でも大分助かって、初期にいろいろなことで発見できれば、もの忘れのほうも進まないということで、それを今やっているわけでございまして、町としましても、やはり高齢者が多いということで、大変私も赤字ということは承知をしておりますけど、町としては、当分の間はまだ続けていきたいと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

**議 長（淡田 邦夫 君）**

2 番。

**2 番（浜野 亘 君）**

継続していこうという考えでいらっしゃるみたいですが、週に 1 回開けて、それで、佐世保中央病院さんがもの忘れ外来というのをされているんですよ、専門的に。直接ではなくてこちらで。あれば便利だと思います、町民にとっては。それを総合計画の中ではスクラッ

プ・アンド・ビルドと掲げながら、これを継続してずっといくっていくという状態が果たして正しいものかというところで、やっぱり今後は検討していかなければいけないことではないかと思えます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
スクラップ・アンド・ビルドってよく話はわかるんですけど、やはり需要っていいですか、そういう方がたくさんいらっしゃるのであれば、町内の方の通勤面もありますので、それは、我々もよくそこを考えてやっていかなきゃならないと思っています。  
それから、今交付税措置というのが 1 診療所当たり幾らという交付税が来ている。多分 650 万円程度は佐々町にも交付があつていきますので、それを利用しながらやっているということでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。  
それから、起債については、担当のほうから説明させます。

議 長（淡田 邦夫君）  
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二君）  
起債の部分については、償還終わっておりまして、今のところ残はありません。  
以上です。

議 長（淡田 邦夫君）  
2 番。

2 番（浜野 亘 君）  
交付税措置ということですので、一般なのか、特別交付税なのかお聞きしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
町長。

町 長（古庄 剛 君）  
これは普通に一般の、例えば 1 診療所当たり 650 万円ですが、これ決まっています。県下全部一緒、同じです。1 診療所当たり 650 万なら 650 万ということで、うちも 1 診療所ということで、交付税措置が 650 万あるということでございますので、普通交付税で交付されているということでございますので、よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
ほかに。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。  
お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 50 号 平成 28 年度佐々町国民健康

保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は総務厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号 平成28年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は総務厚生常任委員会へ付託されました。

日程第9、議案第51号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第51号 朗読）

実質収支に関する調書につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページ目をごらんください。実質収支に関する調書、公共下水道事業特別会計、1、歳入総額 6 億8,671万4,000円、2、歳出総額 6 億5,640万7,000円、3、歳入歳出差引額3,030万7,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額122万円、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計122万円。5、実質収支額2,908万7,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上です。よろしくお願い致します。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。5番。

5 番（阿部 豊 君）

平成28年度の公共下水道特別会計ですけれども、28年度に人口3万人以下ということで、法的化に向けた検討を実施されたと。公営企業会計へ平成30年度までに行いたいと。目的としましては、国の指導もあり、持続可能性の確保を行いたいというふうな方向性じゃないかなというのは推察されますが、委員会調査報告の発言を見てもありました、適正な下水道料金で賄う算定を行うということの御説明があっているのを拝見しました。ましてやそれと将来的に農集排が、供用開始から20年たって、これも公共下水道のほうへの接続というの、将来的に計画をされていると。接続に関しましても、下水道事業交付金を使って行っていく方針だということも説明されているようですけれども、何を申し上げたいかと申しますと、適正な下水道料金で賄う算定を行うということは、使用料アップが当然想定されるというふうに認識いたします。企業会計になるわけですから、その企業で賄いなさいというような方針ではないかなというふうに推察するわけですけれども、一般会計から平成28年度は2億9,000万、ルール分も含めたところで繰り入れはされているというふうに認識しておりますけれども、そのところ、可能

性含めた方向性をどのようにお考えなのかという点をお伺いしたいと。

議 長（淡田 邦夫 君）  
副町長。

副 町 長（大瀬 忠明 君）

今の 5 番議員さんの御質問でございます。たしかに公営企業会計になりますと、基本的に自分のところで賄うのが原則でございます。しかしながら、大変な金額になっていきますので、この件につきましては、十分今後検討しながら進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
5 番。

5 番（阿部 豊 君）

住民の一番関心のある点で、生活にも大きくかかわってくる課題でございますので、情報を早めに開示をしていただいて、十分な検討を願って質問を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）  
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

簡単なことですけど、雨水ポンプ場に予備費から充用があっているんですけど、中身が急きょ、急用で、補正予算等間に合わなかったのか、どういう内容をなされたのか、これ、1つだけ教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）  
建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

すいません。10ページの5目の雨水ポンプ場管理費でございますが、予備費から100万円ほど流用させていただいております。これは、ポンプ場のポンプのほうのエンジンのほうの過給機のほうが急きょ壊れまして、その分で補正予算に間に合わなかったということで、急きょ補修をさせていただいた分でございます。詳細につきましては、委員会のほうでよろしく願いいたします。すいません、ということでございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
ほかにございませんでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は産業建設文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は産業建設文教常任委員会へ付託されました。

日程第10、議案第52号 平成28年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第52号 朗読）

実質収支に関する調書につきましては、水道課長をもって説明させます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

1 ページ目をごらんください。実質収支に関する調書、農業集落排水事業特別会計。

1、歳入総額3,137万3,000円、2、歳出総額2,826万8,000円、3、歳入歳出差引額310万5,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源、（1）継続費通次繰越額ゼロ、（2）繰越明許費繰越額ゼロ、（3）事故繰越繰越額ゼロ、計ゼロ。5、実質収支額310万5,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ。

以上です。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。8番。

8 番（須藤 敏規 君）

決算認定の事業の報告書に、漏水のことが一番上に、給水状況の中に掲げてあります。経年劣化による計器の不調で、里山で長期間発生していた漏水ものが一因だと考えられますと書いてあるんですが、原因はこれでわかったんでしょうかということ、かなりの9%程度のなんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

農集排。

それに関しては、次の委員会でも言っていれば、産業建設文教委員さんにでも言っていれば、（私語あり）あ、ごめんなさい。次、そうですね。わかりました。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号 平成28年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は産業建設文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号 平成28年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は産業建設文教常任委員会へ付託されました。

日程第11、議案第53号 平成28年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第53号 朗読）

報告書につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

13ページ。水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

資料の13ページをごらんください。平成28年度佐々町水道事業報告書。

1、概要、（1）総括事項、給水の状況。本年度末の給水人口は1万3,751人で、前年度に比べ17人の減少、給水件数は5,990件で36件の増加となりました。また、配水量は、222万699m<sup>3</sup>から、245万2,906m<sup>3</sup>となり、23万2,237m<sup>3</sup>増加しましたが、有収水量については、207万6,596m<sup>3</sup>で、前年度に比べて4,568m<sup>3</sup>減少しました。これにより本年度の有収率は84.7%となり、前年度から9%減少と大幅に低下しました。これは、経年劣化による計器の不調と里山地区で長期間発生していた漏水によるものが一因だと考えられます。

建設改良事業の状況。主な建設改良事業は、安定した水資源確保を目的とした深井戸導水管新設工事を実施しました。また、配水管の整備事業として、国道204号線真申地区配水管更新工事他8件、浄水場、配水池の整備事業として、浄水場ポンプ・計装設備更新工事他6件を実施しました。なお、町道小浦浜線配水管移設工事、都市計画街路棚方崎真申線配水管新設工事の2件については、並行する県工事の遅延により、年度内竣工ができなかったため、平成29年度へ繰り越すこととなりました。

財政の状況。収益的収支（税抜）については、給水収益が3億2,787万5,161円で前年度と比較して80万8,859円減少し、営業収益全体においては、74万3,660円の減少となりました。営業費用は2億3,141万7,035円で、前年度と比較して234万6,421円の増加となりました。内訳としては、原水及び浄水費で1,876万192円の増加、配水及び給水費で65万7,787円の増加、受託工事費で2,278円の減少、総係費で2,009万3,265円の減少、その他営業費用で302万3,985円の増加となりました。その結果、営業外収支、特別損失を入れた平成28年度の純利益は9,475万7,623円となり、前年度と比較して、249万5,092円の減少となりました。資本的収支については、配水管移設補償費として91万3,896円を受け入れ、支出においては建設改良費1億6,691万2,262円、企業債償還費4,563万5,081円を支出しました。その結果、当年度資本的収支は2億1,163万3,447円の資金不足を生じました。その不足額2億1,163万3,447円は過年度分損益勘定

留保資金7,426万9,577円、建設改良積立金1億300万円、減債積立金2,200万円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,236万3,870円にて補填しました。

まとめ。全国及び長崎県内では人口減少が進んでいますが、佐々町の人口は横ばいとなっています。今後は、本町においても少子・高齢化の影響が現れ、将来的には給水収入が減少してくることが予想されます。一方では今後老朽化した施設の耐震化を含めた施設の更新や課題解決に向けた施設の再整備計画を予定しています。

今後の事業経営に当たっては、長期的財政計画を見据えた適正な設備投資や漏水調査による有収率の向上に取組み、安定した給水に向け、より一層努力していきます。そして、「新水道ビジョン」で理想像とする「いつまでも安全で安心な水の安定供給」の実現に向け、引き続き計画的・効率的な経営に取り組んでいきます。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。8番。

8 番（須藤 敏規 君）

先ほど申しあげましたその漏水についてちょっとお尋ねしときたいと思うんですが、かなりのトン数が漏水したということで、監査委員さんのほうからも指摘をされて、今後は、先ほどおっしゃったまとめの中で、新しい水道ビジョンとか、漏水対策に取り組んでいきたいという説明でありましたけども、29年度において、新水道ビジョンの中でこの漏水対策とか、29年度予算の中で既に漏水調査は行われているのか、まず、それをお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

新水道ビジョンにおいては、29年度ですけども、直接漏水調査というのは、今回計上はしておりませんが、漏水については、発見次第、また、役場の職員だけでは発見できない部分については、住民からの通報等もありますけども、その都度対応させていただいているのが現状です。

以上でよろしいでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

8月来られてから大変だと思うんですけども、監査委員さんがここに御指摘してある重点的に老朽管の改善、漏水の早期発見ということで掲げてあるものですから、時期的に監査を受けたのが後なものですから、既に、大変でしょうけど、漏水対策についてどうなさっているのかということと、いつも私が聞いとるんですけど、有収水量の中に無収水量とか入って、プラスして2つで、有収水量ということになっているものから、その中で、無収水量、消防用の訓練を使ったり、浄水場の清掃したとき使った、公的に使ったとか、その数字は押さえられていますか。そのほかが漏水の水量なんです。主に、無料っていうんですか、無料水量ということで、お金にならなかった水量ということで、そがん区分けをしてあると思うんですけど、その数字は押さえれば聞いておきたいんですけど、なければ、委員会のほうで、その数字

的なものを資料として出していただければ、ここでの回答は要りません。

議 長（淡田 邦夫 君）  
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

すいません。先ほど予算組んでいないと言いましたけども、すいません、私の勘違いでした。100万組んであるということで。それと無収水量については、すいません、議員の御指摘のとおり、委員会のほうで御説明させていただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）  
ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようでございますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号 平成28年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は産業建設文教常任委員会へ付託し、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号 平成28年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は産業建設文教常任委員会へ付託されました。

議案第46号から議案第53号までの8議案は、それぞれの所管の常任委員会へ付託されました。各委員会とも閉会中の継続審査をよろしくお願ひいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

（14時49分 散会）